

傷害総合保険のご案内

このたびは、【NNOUM】ヘルメットをご購入いただきありがとうございます。【NNOUM】ヘルメットをご購入いただいたお客さま向けに、傷害総合保険を無料でご提供しています。補償内容につきましては、下記をご確認ください。

傷害総合保険の概要

保険種類	傷害総合保険 就業中の危険対象外特約セット
保険期間	専用申込ページにて、必要事項の入力をいただいた翌日午前0時から6か月間
保険金額	死亡・後遺障害保険金額 100万円（就業中の危険対象外）／救援者費用等補償 100万円

傷害総合保険の補償内容

被保険者が、職業または職務に従事していない間に、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

急激とは	突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
偶然とは	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
外来とは	ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額－死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等て医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額－死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
費用の補償	救援者費用（国内外補償）（注）	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※2）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 （※1）次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救援者（※3）の現地（※4）までの航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。 エ. 移送費用 被保険者が死亡した場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 （※2）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 （※3）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※4）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

個人情報の取扱いについて

●タナベスポーツの個人情報の取扱いに関する事項

■個人情報保護方針 当社では、お買物、その他のサービス申し込みの際にお客様に個人情報の入力をお願いする場合があります。このプライバシー・ポリシーは、当サイトが個人情報保護法に基づいて適切に、お客様の個人情報の取扱い、収集、利用方針を明らかにするためのものです。
当社では、安心してお買物をしていただく為の売り場を提供するためには、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守することが必須であると考えています。
当サイトをご利用の際は、このプライバシー・ポリシーを十分にご理解いただいた上で個人情報をご提供くださいますようお願い申し上げます。
■個人情報の収集
このプライバシー・ポリシーに述べられている個人情報とは、個人に関する情報であり、氏名、メールアドレス、住所、電話番号、生年月日、性別、のうち、一つまたは複数の組み合わせにより、個人を特定することができる情報のことを指します。

●損害保険ジャパンの個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

事故にあわれた場合

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる可能性があります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間 365日

0120-727-110

このご案内は、傷害総合保険の概要を説明したものです。詳しい補償容につきましては、取扱代理店 または損保ジャパン営業店までご照会いただきますようお願いいたします。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
＜連絡先＞ <https://www.sompo-japan.co.jp/>

＜お問い合わせ先＞

【取扱代理店】

株式会社 創志保険

〒545-0052 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10-1
あべのベルタ6006号
TEL：06-6646-3306 / FAX：06-6646-3302

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 大阪南支店 難波支社

〒541-8545 大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2
損保ジャパン大阪ビル
TEL：06-6227-0604 / FAX：06-6227-0620